

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年8月12日(2016.8.12)

【公表番号】特表2015-526124(P2015-526124A)

【公表日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-057

【出願番号】特願2015-517919(P2015-517919)

【国際特許分類】

D 0 6 F 75/14 (2006.01)

F 2 2 B 1/28 (2006.01)

【F I】

D 0 6 F 75/14 Z

F 2 2 B 1/28 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月21日(2016.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

蒸気機器のための水室であって、

基部を持つ筐体と、

前記筐体のなかの開口であって該開口を通って水が前記水室に送られることができる開口と、

前記開口から延在する前記水室のなかの通路を定義する、前記筐体から前記水室に延在する壁部と、

を有する水室において、前記壁部の下端の上端部のレベルと前記基部との間の距離は、前記開口の下端部のレベルと前記基部との間の距離よりも小さく、これにより、前記水室が通常の動作の向きから傾けられた場合にも、前記水室から前記通路に沿って水が流れることを制限され、

前記開口を通して水が前記水室に送られたときに空気の放出を可能とするための排気口が前記壁部に形成された、水室。

【請求項2】

前記開口は、前記筐体の上部に備えられた、請求項1に記載の水室。

【請求項3】

A = Y × sin Z

であり、ここでAは、前記壁部の下端の上端部のレベルと前記開口の下端部のレベルとの間の距離であり、

Yは、前記壁部の下端の上端部と前記開口の下端部との間の距離であり、

Zは、前記水室のなかの水のレベルが前記壁部の下端の上端部のレベルに等しい場合に、水が前記開口から流れ出る前に、前記水室の通常の動作の向きから、前記壁部の下端の上端部に対して前記開口の下端部が回転させられ得る最大角度である、請求項1に記載の水室。

【請求項4】

前記壁部の下端の上端部のレベルと前記開口の下端部のレベルとの間の差は、少なくとも3mmである、請求項1に記載の水室。

【請求項 5】

前記通路を横切って延在するパネルを更に有し、前記パネルに1つ以上の開口が定義された、請求項1に記載の水室。

【請求項 6】

前記壁部の下端の上端部のレベルは、前記パネルに定義された前記1つ以上の開口の端部として定義される、請求項5に記載の水室。

【請求項 7】

前記壁部は、前記開口の周縁部のまわりに延在し、前記通路を定義する、請求項1に記載の水室。

【請求項 8】

前記筐体は側壁を持ち、前記壁部及び前記側壁は、前記壁部と前記側壁との間に通路が定義されるように配置された、請求項1に記載の水室。

【請求項 9】

前記排気口は、前記開口の下端部と前記壁部の下端との間において前記壁部に形成された、請求項1に記載の水室。

【請求項 10】

前記筐体は上側壁を有し、前記壁部は前記上側壁から下向きに延在する、請求項1に記載の水室。

【請求項 11】

前記筐体は更に水取り入れ部を有し、前記開口及び前記壁部は前記水取り入れ部によって定義される、請求項1に記載の水室。

【請求項 12】

請求項1乃至11のいずれか一項に記載の水室を有する、蒸気機器のための基部ユニット。

【請求項 13】

請求項12に記載の基部ユニットを有する、衣服用蒸気装置。

【請求項 14】

請求項12に記載の基部ユニットを有する、システム蒸気アイロン。